那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金交付要綱

(令和3年4月26日こどもみらい部長決裁) (令和4年3月24日こどもみらい部長決裁) (令和5年5月15日こどもみらい部長決裁) (令和6年4月30日こどもみらい部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県内における慢性的な保育士等の不足により、市内保育所 等においても必要な保育士数の確保ができず入所できない児童が発生している現状 を鑑み、県外在住で市内保育所等への就職を検討している保育士等を対象に、市内 保育所等への就職活動を支援することで保育人材を確保し、保育士等の不足による 待機児童の解消を図ることを目的に、就職活動のため渡航等に要した費用として、 那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交 付することについて、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下 「規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 保育士等 保育士等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4に規定 する保育士、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に 規定する国家戦略特別区域限定保育士及び就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第15条第1項に 規定する保育教諭をいう。
 - (2) 市内保育所等 那覇市内に所在する児童福祉法第35条第4項の規定により設置 された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こど も園及び同法第3条第1項の規定により認定された認定こども園、児童福祉法第 6条の3第10項に規定する小規模保育事業所及び同法同条第12項に規定する事業 所内保育事業所(ただし、公立を除く。)をいう。
 - 1会計年度内において、市内保育所等に就業する旨の労働契約の (3) 就職活動 締結を目的に、保育士等が市内保育所等での採用試験、面接及び職場体験等に 参加することをいう。

(補助金の対象者)

- 第3条 補助金の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも 該当する者とする。
 - (1) 保育士資格取得後、保育士登録をしている者
 - (2) 沖縄県外に住所を有し、市内保育所等に就職を希望する者

- (3) 3施設以上の市内保育所等(同一法人の運営による保育所等を除く)において就職活動を実施する者
- (4) 就職活動のため渡航等に要した費用に対し、本事業以外の補助金・助成金等 の交付を受けていない者
- (5) 補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、就職活動 を行うため渡航等に要した費用とし、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 航空運賃
 - (2) 就職活動を行う際の拠点となる宿泊施設の宿泊料
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの
- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内とし、対象者あた り50,000円を上限とする。なお、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる ものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として就職活動を開始する日から起算して7日までに、那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 那覇市保育士等就職活動実施計画書(第1号様式(別紙1))
 - (2) 保育士証の写し
 - (3) 住民票(申請者の現住所がわかるもの、マイナンバーの記載がないもの)
 - (4) その他、市長が必要とする書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の変更等の申請)

- 第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。) は、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市保育士等就職活動渡航費等支援 事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に那覇市保育士等就職活動実施計画変更 書(第3号様式(別紙1))を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象経費の変更により、補助金交付申請額に変更があるとき
 - (2) 就職活動予定施設に変更があるとき
 - (3) 行程に変更があるとき
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査 し、変更を決定したときは、那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金変更

交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 受給者が、補助金の交付申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定 の通知を受けた日から起算して14日までに、那覇市保育士等就職活動渡航費等支 援事業補助金交付申請取下書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の 決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

- 第9条 受給者は、就職活動が終了した日から起算して30日を経過した日または就職活動が終了した日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 那覇市保育士等就職活動実施証明書 (第6号様式(別紙1))
 - (2) 補助対象経費の領収書等の写し
 - (3) 採用が決定している場合は、雇用契約書の写し等
 - (4) その他、市長が必要とする書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

- 第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。また、受給者は補助金の支払いを受けようとするときは、請求書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 口座振込依頼書(第8号様式(別紙1))
 - (2) 受給者名義の通帳の写し(通帳表紙とフリガナ・支店等のある頁)
 - (3) その他、市長が必要とする書類

(交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金交付決定を受けたとき
 - (2) この要綱に規定する条件等に違反していると認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該取り消しに係る部分について、期限を付してその返還を命ずるものとする。
- 3 第1項から前項までの規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用 があるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、この効力を失う。ただし、同日までに第6条の 規定により補助金の交付決定を受けた受給者に対する第12条の規定の適用について は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 付 則
- 1 この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 付 則
- 1 この要綱は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する